

耐用年数の短縮制度について

《目 次》

1	耐用年数の短縮制度のあらまし	1
2	申請の対象となる資産の単位	1
3	耐用年数の短縮の申請手続の流れ	2
4	申請の対象となる短縮事由	3
5	使用可能期間の計算方法	4
6	申請に必要な書類	5
7	申請書類の提出方法	5
8	耐用年数の短縮の適用開始時期	5
9	耐用年数の短縮申請の承認事例	6
10	承認申請書等の記載例	9

国 税 庁

国税電子申告・納税システム



オフィスの
パソコンから
申告・納税

e-Tax

インターネットでらくらく！
耐用年数の短縮申請もできます。
※「e-Tax」に関する詳しい情報は
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

[凡 例]

(1) この「耐用年数の短縮制度について」は、平成 19 年 4 月 1 日現在の法人税、所得税関係法令に基づいて作成してあります。

(2) 文中で用いている略語は次のとおりです。

法令 法人税法施行令 (昭 40 政令第 97 号)

法規 法人税法施行規則 (昭 40 大蔵省令第 12 号)

耐用年数省令 減価償却資産の耐用年数等に関する省令
(昭 40 大蔵省令第 15 号)

所令 所得税法施行令 (昭 40 政令第 96 号)

所規 所得税法施行規則 (昭 40 大蔵省令第 11 号)

(3) 文中、例えば「法令 57①六」とあるのは、法人税法施行令第 57 条第 1 項第 6 号の条項を示します。

1 耐用年数の短縮制度のあらまし

法定耐用年数は、標準的な資産を対象とし、原則として、通常の維持補修を加えながら通常の使用条件で使用した場合の効用持続年数を基礎として定められています。

しかしながら、資産によっては、一定の特別な事由のため法定耐用年数により減価償却限度額の計算を行ったのでは実態に合わない結果になる場合もあります。

耐用年数の短縮制度とは、法人の有する減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合（おおむね10%以上短くなる場合をいいます。）に、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができるという制度です。

要件

- 当該資産が、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由に該当すること。
- 当該資産の使用可能期間が法定耐用年数よりおおむね10%以上短くなること。
- 耐用年数の短縮の承認申請書を納税地の所轄税務署長を經由して所轄国税局長に提出し、所轄国税局長より承認を受けること。

2 申請の対象となる資産の単位

耐用年数の短縮の対象となる資産の単位は、原則として、減価償却資産の種類ごと、かつ、耐用年数の異なるものごととなります。

ただし、種類が同じでも、構造若しくは用途、細目又は設備の種類が定められているものについては、その構造若しくは用途、細目又は設備の種類ごとなります。

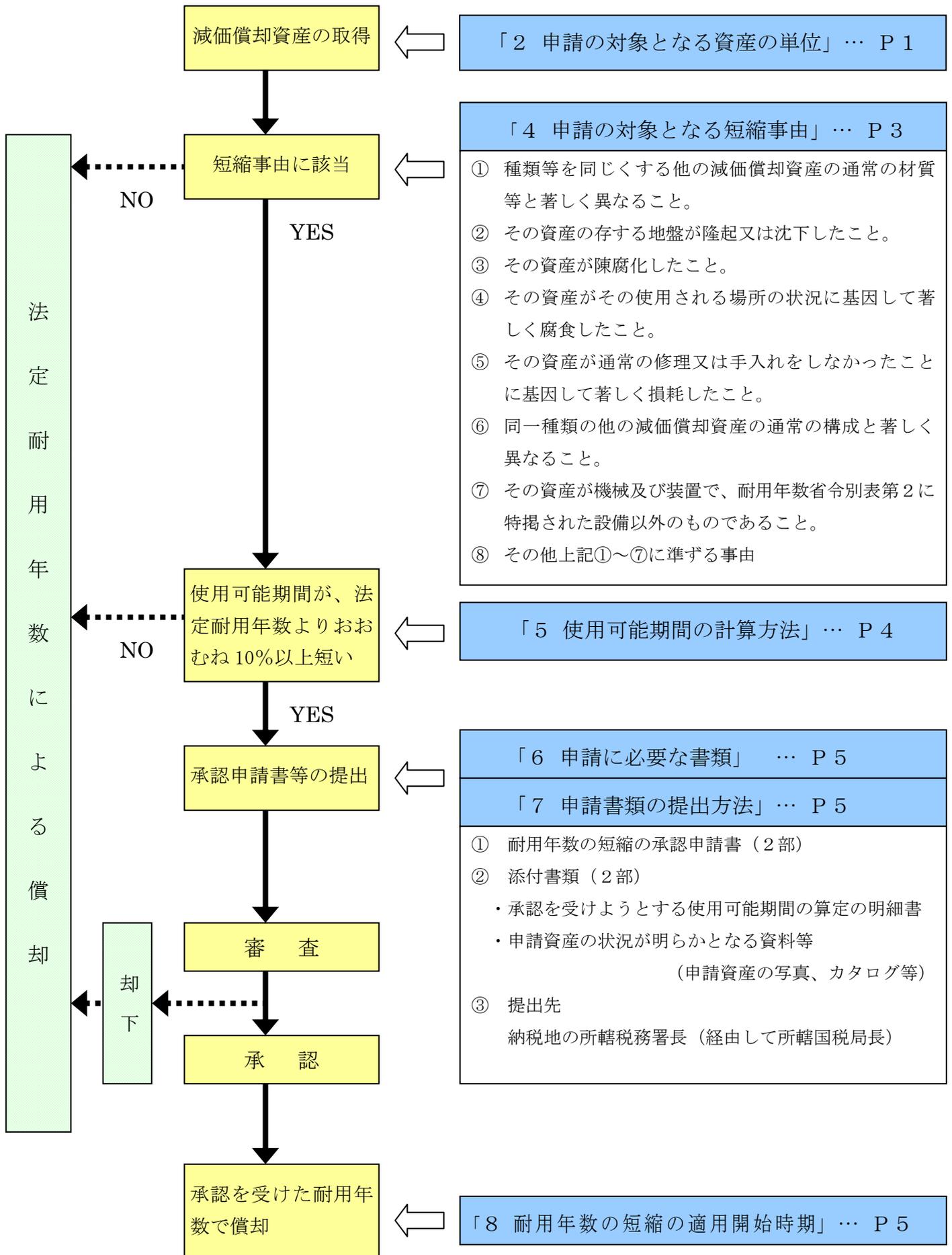
なお、次に掲げる資産については、それぞれ次の単位によることができます^(注1)。

申請対象資産		申請の対象となる資産の単位
機械及び装置 (2以上の工場に同一の種類に属する設備を有するとき。 ^(注1))	⇒	工場ごと
建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機又は無形減価償却資産	⇒	個々の資産ごと
他に貸与している減価償却資産	⇒	貸与している個々の資産ごと (借主における一の設備を構成する機械及び装置の中に個々の貸与資産が2以上含まれているときは、その2以上の貸与資産を一単位とします。)

^(注1) 1 一の設備を構成する機械及び装置の中に他から貸与を受けている資産があるときは、その資産を含めません。

2 2以上の工場の機械及び装置を合わせて一の設備の種類が構成されているときを除きます。

3 耐用年数の短縮の申請手続の流れ



4 申請の対象となる短縮事由

	申請の対象となる短縮事由	適用法令	短縮事由に該当する事例
①	種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なること。	法令 57①一 所令 130①一	例えば、事務所等として定着的に使用する建物を、通常の建物とは異なる簡易な材質と製作方法により建設した場合など
②	その資産の存する地盤が隆起又は沈下したこと。	法令 57①二 所令 130①二	例えば、地下水を大量採取したことにより地盤沈下したため、建物、構築物等に特別な減損を生じた場合など
③	その資産が陳腐化したこと。	法令 57①三 所令 130①三	例えば、従来の製造設備が旧式化し、その設備ではコスト高、生産性の低下等により経済的に採算が悪化した場合など
④	その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐食したこと。	法令 57①四 所令 130①四	例えば、汚濁された水域を常時運行する専用の船舶について、船体の腐食が著しい場合など
⑤	その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したこと。	法令 57①五 所令 130①五	例えば、レンタル用建設軽機等で、多数の建設業者の需要に応じることから、著しく損耗した場合など
⑥	同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること。	法令 57①六 法規 16 一 所令 130①六 所規 30 一	例えば、〇〇製造設備で、〇〇製造設備のモデルプラントにはない資産が組み込まれており、その全体の構成が通常の構成に比して著しく異なる場合など
⑦	その資産が機械及び装置で、耐用年数省令別表第二に特掲された設備以外のものであること。	法令 57①六 法規 16 二 所令 130①六 所規 30 二	例えば、ドライビングシミュレータ（模擬運転装置）のように耐用年数省令別表第二に特掲されていない設備で、その使用可能期間が、同省令別表第二の「369 前掲の機械及び装置以外のもの」の法定耐用年数に比して著しく短くなる場合など
⑧	その他上記①～⑦に準ずる事由	法令 57①六 法規 16 三 所令 130①六 所規 30 三	例えば、オートロック式パーキング装置（無人駐車管理装置）のように構造及び機能の主要部分が電子計算機であり、屋外等の温度差のある場所において使用されるため、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなる場合など

※ 上記の「短縮事由」に該当する事例は、あくまで例示であり、仮に、同様の資産につき同様の事由で申請を行っても、その申請に係る資産の状況によっては承認されない場合があることにご注意ください。

5 使用可能期間の計算方法

(1) 個別償却資産（総合償却資産以外の資産）の場合

(算式)

$$\text{使用可能期間} = \boxed{\text{短縮事由に該当することとなった資産の取得後の経過年数}} + \boxed{\text{短縮事由に該当することとなった後の見積年数}}$$

上記算式中的見積年数は、使用可能期間を計算しようとする時から通常の維持補修を加え、通常の使用条件で使用するものとした場合に、通常予定される効果をあげることができなくなり、更新又は廃棄されると見込まれる時期までの年数によります。

(2) 総合償却資産の場合

総合償却資産とは、主に機械及び装置で、その資産に属する個々の資産の全部につき、その償却の基礎となる価額を個々の資産の全部を総合して定められた耐用年数により償却することとされているものをいいます。

総合償却資産の使用可能期間は、その資産に属する個々の資産の償却基礎価額（下記計算例のA）の合計額を個々の資産の年要償却額（償却基礎価額を個々の資産の実際の個別耐用年数で除した額（下記計算例のA/B）をいいます。）の合計額で除して得た年数によります（いわゆる「加重平均方式」）。

償却基礎価額

個々の資産の取得価額。また、再評価を行った資産は、その再評価額。なお、短縮申請の短縮事由が法令の「特掲されていない設備の耐用年数の短縮（法規 16 二、所規 30 二）」に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には、その再取得価額。

【総合償却資産の使用可能期間の計算例】

設備の名称	個々の資産	償却基礎価額 (取得価額) A	個々の資産の実際の 個別耐用年数 B	個々の資産の 年要償却額 A/B
〇〇製造設備	甲 装置	10,000 千円	10 年	1,000 千円
	乙 装置	4,200	7	600
	丙 装置	3,600	6	600
	丁 装置	1,500	5	300
	計	19,300	—	2,500
$\text{使用可能期間} = \frac{19,300}{2,500} = 7.72 \quad \text{使用可能期間} \quad 7 \text{年} \quad (1 \text{年未満の端数の切捨て})$				

6 申請に必要な書類

- (1) 耐用年数の短縮の承認申請書（2部）
- (2) 添付書類（2部）
 - ① 承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書
 - ② 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）
 - ③ 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）
 - ④ 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）
 - ⑤ 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）

7 申請書類の提出方法

上記、申請書に添付書類を漏れなく添付し、申請者（連結法人の場合は連結親法人）の納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長あてに提出してください。

なお、所轄国税局又は税務署から、追加的に資料の提出を求める場合がありますので、その場合にはできる限り速やかな提出にご協力ください。

8 耐用年数の短縮の適用開始時期

承認を受けた資産については、承認を受けた日の属する事業年度から承認を受けた耐用年数が適用できます。

（ご注意）

申請が事業年度末になりますと、承認の日が翌事業年度となる場合もありますので、申請書は、必要な添付書類と一緒にお早めにご提出ください。

☆☆ 耐用年数の短縮申請は“e-Tax(イータックス)”が便利です!! ☆☆

オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して耐用年数の短縮申請ができます。
なお、ご利用に際しては、事前に税務署への利用開始届出書の提出が必要となります。

※詳しい情報は、「e-Tax」ホームページ又はヘルプデスクで確認することができます。



意外に簡単!

- 「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>
システムの概要やご利用に当たっての手續などについて掲載しています。

（電話でのお問い合わせは）

☎ コクセイ

- ヘルプデスク

TEL 0570-015901

利用のための手續や e-Tax ソフトなどに関するご質問にお答えします。
全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

《ご利用時間》 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時（祝日等を除きます。）

9 耐用年数の短縮申請の承認事例

耐用年数の短縮申請が承認された事例の多い減価償却資産は、次のようなものです。

(1) ドライビングシミュレータ（模擬運転装置）

設備の種類	耐用年数省令別表第二 「機械及び装置」の「369 前掲の機械及び装置以外のもの」の 「主として金属製のもの」
同上の法定耐用年数	17年
承認を受けようとする使用可能期間	5年
申請の事由 【適用法令】	【法人税法施行令第57条第1項第6号、同規則第16条第2号に該当】
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要	耐用年数省令別表第二に特掲されていない機械及び装置については、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い場合（おおむね10%以上）には、耐用年数の短縮の承認を受けることができる。 申請資産について、これを構成する個々の資産の実際の個別耐用年数等からその使用期間を算定したところ「5年」となったため、法定耐用年数の「17年」に比して著しく短くなることとなった。
承認を受けた年数	5年
個々の資産の名称及びその資産の実際の個別耐用年数	① ディスプレイ装置及びその他の音響機器 …………… 5年 ② 電子計算機 …………… 5年 ③ 電気回路及び可動部 …………… 10年 ④ 筐体及びシート …………… 10年
添付された資料の例示	① 承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書 ② 納品書、請求書 ③ 個々の資産の内容及び取得価額相当額並びに実際の個別耐用年数が確認できる資料（メーカー作成資料等） ④ カタログ ⑤ リース契約書、リース物件借受証

(2) オートロック式パーキング装置（無人駐車管理装置）

設備の種類	耐用年数省令別表第一 「器具及び備品」の「11 前掲のもの以外のもの」の「その他のもの」の「主として金属製のもの」
同上の法定耐用年数	10年
承認を受けようとする使用可能期間	5年
申請の事由 【適用法令】	法人税法施行令第57条第1項第4号に準ずる事由がある。 【法人税法施行令第57条第1項第6号、同規則第16条第3号に該当】
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要	<p>① 申請資産のオートロック式パーキング装置は、その構造及び機能の主要部分が電子計算機（法定耐用年数5年）を使用した料金精算機であること。</p> <p>② 屋外に設置されることによる著しい温度変化や風雨等にさらされること。</p> <p>③ 自動車の排気ガス等の影響を受けやすいこと</p> <p>以上のことから、申請資産の使用可能期間を算定したところ法定耐用年数に比べ著しく短くなった。</p>
承認を受けた年数	5年
個々の資産の名称及びその資産の実際の個別耐用年数	<p>(器具備品) 構成資産の内訳</p> <p>① 料金精算機（電子計算機）</p> <p>② 油圧式ロック装置</p> <p>③ 電源ユニット</p>
添付された資料の例示	<p>① 承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書</p> <p>② 納品書、請求書</p> <p>③ カタログ、写真</p> <p>④ リース契約書等</p>

(3) 電子計算機システム周辺装置製造設備

設備の種類	耐用年数省令別表第二 「機械及び装置」の「268 電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品製造設備」（以下「電気計測器等製造設備」という。）
同上の法定耐用年数	10年
承認を受けようとする使用可能期間	5年
申請の事由 【適用法令】	【法人税法施行令第57条第1項第6号、同規則第16条第1号に該当】
使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要	申請資産は電気計測器等製造設備に該当するが、その製造工程中に電気計測器等製造設備のモデルプラントにはない資産が組み込まれており、その全体の構成が著しく異なることから、申請資産を構成する個々の資産の実際の個別耐用年数から算定した結果、使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなることとなった。
承認を受けた年数	5年
個々の資産の名称及びその資産の実際の個別耐用年数	① 洗浄装置 6年 ② 表面欠陥測定機 12年 ③ 蒸着装置 4年 ④ 研磨機 4年 ⑤ 低温そう 5年 ⑥ 磁気媒体検査測定機等 8年 ⑦ 塗布乾燥機 8年
添付された資料の例示	① 承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書 ② 注文請書、契約書、請求書 ③ 仕様書、メーカー作成資料等 ④ 製品の製造工程図

※ 上記(1)~(3)に掲げる減価償却資産の承認に当たっては、申請のあった個別の減価償却資産について、その個別の申請理由に基づき審査をすることから、上記の承認事例と同一種類の減価償却資産につき耐用年数の短縮の申請をした場合であっても、上記の承認事例と同様の年数の承認が受けられるとは限りませんのでご注意ください。

10 承認申請書等の記載例

(1) 耐用年数の短縮の承認申請書の記載例

税務署受付印		耐用年数の短縮の承認申請書		※整理番号		
<p>提出法人の区分に応じて、該当する□にレ印を付します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>「連結子法人」欄は、申請の対象が連結子法人である場合にのみ記載します。</p> <p style="text-align: center;">国税局長 殿</p>		提出法人	(フリガナ) 法 人 名	〇〇〇株式会社		
		単 連 体 結 法 親 人 法 人	納 税 地	〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話(03) 〇〇〇〇-××××		
		代 表 者 氏 名	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	ザイム 仔 吋 財 務 一 郎 (財務) ㊟		
		代 表 者 住 所	代 表 者 住 所	〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区霞ヶ関〇-△-□		
		この申請に 応答する係及び氏名	この申請に 応答する係及び氏名	経理部 財 務 二 郎 電話(03) 〇〇〇〇-××××		
		事 業 種 目	事 業 種 目	自 動 車 教 習 所 業		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	※ 整理番号				
	本店又は主たる事務所の所在地	(局 署)	※ 部 門			
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	※ 決 算 期				
	代 表 者 住 所	※ 業 種 番 号				
	事 業 種 目	※ 整 回				
耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産のその申請事由が、法人税法施行令第57条第1項第1号から第6号まで及び法人税法施行規則第16条各号に掲げる事由のいずれに該当するかを記載します。						
申請する資産について、耐用年数省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載します。						
次の減価償却資産については、耐用年数の短縮の承認を申請します。						
申 請 の 事 由	1	法人税法施行令第57条第1項第6号 法人税法施行規則第16条第2号				
資 産 の 種 類 及 び 名 称	2	「369前掲の機械及び装置以外のもの」の「主として金属製のもの」 ドライビングシミュレータ (模擬運転装置)				
同 上 の 資 産 の	所 在 す る 場 所	3	〇〇〇ドライビングスクール 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇			
	承 認 を 受 け よ う と す る 使 用 可 能 期 間	4	5年			
	法 定 耐 用 年 数	5	17年			
使 用 可 能 期 間 が 法 定 耐 用 年 数 に 比 して 著 し く 短 い 事 由 及 び そ の 事 実 の 概 要	6	申請資産 (ドライビングシミュレータ) は、主にコンピュータにより構成されているため、当該申請資産につき使用可能期間を算定したところ、使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短くなった。				
参 考 と な る べ き 事 項	7					
「同上の資産の(3~5)」欄には、申請する資産の所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載します。		承認を受けようとする使用可能期間が、法定耐用年数に比して著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載します。				
		業 種 番 号	簿	期		

承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書

(2) 承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書の記載例

① ドライビングシミュレータ（模擬運転装置）

整理番号 a	種類(設備の種類を含む。) b	構造又は用途 c	細目 (個々の資産の名称) d	数量 e	法定耐用年数 f	取得価額 g	承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎			年要償却額 g/h	算出使用可能期間 gの計/iの計	承認を受けようとする使用可能期間 k	取得年月 l	帳簿価額 m	所在地 n		
							経過年数	その後の使用可能期間	計								
1	369 前掲の機械及び装置以外のもの	↑	ディスプレイ装置及びその他の音響機器	1	17	500	3	4	9	5	100		19	1	500	千代田区霞ヶ関〇-〇-〇	
2	同上		電子計算機(コンピュータ)	1	17	3,000	3	4	9	5	600		19	1	3,000	同上	
3	同上		電気回路及び可動部	1	17	1,000	3	9	9	10	100		19	1	1,000	同上	
4	同上		筐体及びシート	1	17	500	3	9	9	10	50		19	1	500	同上	
計						5,000					850	5	5	19	1	5,000	

○資産ごとに細目に掲名されている名称を記載します。
○機械及び装置については次の区分で記載します。
① 個々の機械ごと、型式、性能等仕様が異なるときはその異なるごと
② 取得年月が異なるときは、その異なるごと

○耐用年数省令別表第1の減価償却資産の場合に記載します。

○「建物」、「構築物」、「器具及び備品」等を記載しますが、機械及び装置の場合は、耐用年数省令別表第2の「番号及び設備の種類」を記載します。
(注)申請資産の状況が明らかになるような写真、カタログ、メーカー作成資料等を添付する必要があります。

○一連番号を付します。

○1年未満の端数があるときは切り捨てます。

○次に掲げる区分ごとにそれぞれの年数を記載します。
① 機械及び装置 … j欄の年数
② その他の資産 … h欄の年数

○合計年数に1年未満の端数があるときは切り捨てます。
○機械及び装置の場合で申請の事由に該当しない個々の資産がある場合は、「機械装置の細目と個別年数」に公表された個々の年数を記載します。

○申請日の属する事業年度開始の日における帳簿価額を記載します。
なお、事業年度の中途に取得した資産については、申請日現在の帳簿価額を記載します。

承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書

整理 番号	種類(設備の 種類を含む。)	構造又は用途	細 目 (個々の資産の名称)	数量	法定 耐用 年数	取得価額	承認を受けようとする使用 可能期間の算定の基礎			年 要 償却額	算出使用 可能期間	承認を受 けようとする 使用可 能期間	取得 年月	帳簿価額	所在地				
							経過年数	その後の使 用可能期間	計										
a	b	c	d	e	f	g	年	月	年	月	計	g/h	i	j	k	年	月	m	n
1	器具及び備品	「11 前掲のもの 以外のもの」	「その他のもの」の「主とし て金属製のもの」 (オートロック式パーキング装置)	1	10	2,000			5	0	5	400	5	5	18	4		2,000	千代田区霞ヶ 関〇-〇-〇

② オートロック式パーキング装置 (無人駐車管理装置)

承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書

整理番号 a	種類(設備の種類を含む。) b	構造又は用途 c	細目 (個々の資産の名称) d	数量 e	法定耐用年数 f	取得価額 g	承認を受けようとする使用可能期間の算定の基礎 h			年要償却額 g/h i	算出使用可能期間 gの計/iの計 j	承認を受けようとする使用可能期間 k	取得年月 l	帳簿価額 m	所在地 n	
							経過年数 年	その後の使用可能期間 年	計 月							
1	268 電気計測器、 電気通信用機器、 電子応用機器又は 同部分品製造装置		洗浄装置	1	10	212,400		6	0	6	35,400		18	4	212,400	千代田区霞ヶ 関〇-〇-〇
2	同上		検査機 (表面欠陥測定機)	3	10	20,640		12	0	12	1,720		18	4	20,640	同上
3	同上		蒸着装置	2	10	615,000		4	0	4	153,750		18	4	615,000	同上
4	同上		研磨機	2	10	211,000		4	0	4	52,750		18	4	211,000	同上
5	同上		低温そう	1	10	4,750		5	0	5	950		18	4	4,750	同上
6	同上		検査機 (磁気媒体検査測定機)	1	10	15,400		8	0	8	1,925		18	4	15,400	同上
7	同上		検査機 (三次元構造解析顕微鏡)	1	10	29,000		8	0	8	3,625		18	4	29,000	同上
8	同上		検査機 (非接触表面形状測定機)	4	10	504,480		8	0	8	63,060		18	4	504,480	同上
9	同上		塗布乾燥機	1	10	123,000		8	0	8	15,375		18	4	123,000	同上
計						1,735,670					328,555		5	5	1,735,670	

③ 電子計算機システム周辺装置製造設備